

# 赤井川村「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA」推進戦略実現に関する設計等事業『木質バイオマス利用可能性調査及びゼロカーボンビジョン戦略推進協議会運営支援業務』仕様書

## 1 業務の目的

2030 年を見据えて赤井川村のゼロカーボンを実現するためには、「赤井川村エネルギービジョン」（令和3年3月）で示した7つの再生可能エネルギー導入プロジェクトとともに、村内及び周辺地域の賦存する再生可能エネルギー活用に関して戦略的プログラム構築が必要であるため、地域資源循環並びに地域資金循環の観点から、まち、くらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略」（令和5年3月）を策定した。

令和5年度には、実施する村有林管理に伴い発生する木質バイオマスの質、量を調査し、村内において有効活用するための課題等を考察した。また、農業振興センターの育苗ハウスにおいて、加温設備を化石燃料から木質バイオマス活用型へとエネルギー転換可能性に向けた調査を実施した。

国や北海道の地球温暖化対策を鑑みて、赤井川村においても2030年を見据えたゼロカーボン実現に向けた戦略的な取組が必要なことから、「赤井川村エネルギービジョン」の再エネプロジェクトの推進とともにこれまでの調査結果から木質バイオマスという未利用地域資源を活用した取り組みを推進することとした。

本プロポーザルは、『赤井川村「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略実現に関する調査業務』』を委託するに当たり、広く提案を募り、最も適した受託者を選定するために実現するものである。

## 2 履行場所

赤井川村内ほか

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

## 4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則赤井川村役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議

を行い、指示を仰ぐこと。

- (10) 受託者は、受託事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

## 5 業務内容

- (1) 赤井川村「ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA」推進戦略実現に関する調査

### ①木質バイオマス利用可能性調査

村内農業用育苗ハウスを対象に木質バイオマスを利用した熱供給を前提として、地域経済に裨益する持続可能なエネルギー供給システムの検討、及びエネルギー供給システムの整備及び管理運営に関する地域事業者による共創のスキームを併せて検討する。

また、木質バイオマスを利用した公共施設へのエネルギー供給の検討を行う。具体的には村営都プールにおける熱利用に関して、未利用資源の活用及び地域経済への波及等、まち・ひと・くらしの発展に寄与することを目的に薪による木質バイオマスボイラーの利用可能性を調査し、次年度に導入するスキームを構築する。

### ②ゼロカーボンビジョン戦略推進協議会運営支援業務

ゼロカーボンビジョンのプロジェクトを戦略的に推進するための公民連携組織の設立を念頭に運営支援を行う。

組織構成は、村役場、観光系事業者、建設系事業者、農畜産系事業者等で構成し、隔月での協議会開催及び視察を実施する。

・検討会および協議会開催予定：令和6年9月、12月、令和7年2月（計3回程度）

※必要に応じて各事業者等に対して個別ヒアリングを実施する。

・視察予定：国内1エリア、1回程度

- (2) 関連基礎情報の収集・整理

上記①、②について、考察結果からプロジェクト案の類似先進事例調査を行い、事業化に向けた課題・解決策を整理する。

- (3) 報告書の作成

(1)～(2)について、報告書として取りまとめること。

## 6 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（3回程度）、納品時のほか、必要と認められる場合に行う。

## 7 その他

- (1) 資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本村が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

- (2) 補助事業としての取扱いについて

本業務は、令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に基づき実施する事業のため、本事業公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令

第255号)及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」(平成28年7月1日20160624財資第1号)の規定を遵守し実施すること。

(3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

また、業務受託者は、受託事業の経費等に関する帳簿及び証拠書類を、受託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) 赤井川村「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA」推進戦略実現に関する設計等事業『木質バイオマス利用可能性調査及びゼロカーボンビジョン戦略推進協議会運営支援業務』報告書  
A4判 5部
- (2) 上記のデータを保存した電子データ (CD-R または DVD-ROM) 一式 1部  
※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF 等とする。